

委託契約書

委託業務名	広島フィルム・コミッションホームページのリニューアル業務
履行場所	広島市内
委託期間	契約締結日から令和3年3月31日まで
委託契約金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
支払方法等	請求期限 受注者は、発注者の検査完了後、翌月の20日までに支払い請求書を提出するものとする。
支払期日 (期限)	契約代金の支払期日(期限)は、業務が完了した日から起算して60日目に当たる日とする。ただし、発注者の検査完了後、請求があった日から起算して30日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。
検査完了期日 (期限)	発注者による検査完了期日(期限)は、業務が完了した日の翌日から起算して19日目に当たる日(ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日)とする。ただし、当該日が3月31日を超える場合は、3月31日とする。
契約保証金	要
その他契約事項	委託契約約款のとおり
特約条項	なし
適用除外事項	なし
管轄裁判所	広島地方裁判所

上記委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 広島市中区中島町1番5号
公益財団法人広島観光コンベンションビューロー
理事長 池田 晃治

受注者